

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和4年2月15日開催 日本証券業協会]

1. 証券会社を取り巻く足元の状況について

- 証券会社の2021年12月期の決算を見ると、引き続き、市場の好調を反映し、全体としては、業績が比較的堅調に推移した会社が多いと認識。
- 足元では国内外の相場の変動も見られているが、マーケットの変動や顧客の保有資産の状況等も踏まえ、顧客に対して適切かつ丁寧なフォローを徹底いただきたい。
- 加えて、こうした商品を含むリスクの高い金融商品を IFA や他の金融機関への業務委託を通じて販売することもある。

委託先の事業者において顧客に対する勧誘・説明が適切に行われているか、法令等遵守のための体制が整備されているかなどについては、委託元の証券会社においてしっかりとモニタリングを行い、その業務運営の状況を継続して確認いただく必要がある。

- こうした点も含め、真に顧客を第一に考えた商品・サービスの提供を行い、持続可能なビジネスモデルの確立に向けて取り組んでいただくよう、今一度お願いしたい。

2. 外貨建保険の販売会社における比較可能な共通 KPI について

- 金融庁では、今般、顧客本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者の選択に一層貢献するとともに、顧客が各業態の枠を超えた商品の比較を容易にする観点から、外貨建保険について、投資信託の共通 KPI と同様の基準で定義した2つの指標を1月18日に公表した。
- 公表に当たっては、共通 KPI の実態をイメージしやすいよう、外貨建保険を販売する主要な銀行等に対し、2021年時点の数値の試算を依頼し、その結果を分析してとりまとめたので、内容について2点紹介したい。

- まず、販売会社が、外貨建保険でどれくらいのリターンを個々の顧客に提供しているかを示す「運用評価別顧客比率」については、6割程度の顧客の運用評価率がプラスであり、逆に4割程度の顧客がマイナスであった。
- 次に、銘柄ごとの手数料とリターンの関係を示す「銘柄別コスト・リターン」については、コストの上昇に伴いリターンは一定程度下落する傾向が見られた。その要因については、外貨建保険においては、早期に解約するほど解約控除が大きくなる場合が多いため、契約期間が長いほど1年あたりリターンが高くなる傾向にある。加えて、契約期間が長いほど1年あたりの代理店手数料率は小さくなるため、コストも低くなる傾向がある。すなわち、契約期間の長短がこの関係に影響しているのではないかと考えられる。
- なお、本 KPI を公表する際には、
 - ・ 保険は死亡保障などの保障機能を有しているが、本 KPI にはこのような機能が反映されていないこと
 - ・ 「銘柄別コスト・リターン」については、保険会社が販売代理店に支払う代理店手数料率をコストと定義している一方、投資信託のコスト・リターンについては、顧客が負担する販売手数料率及び信託報酬率をコストとしていることから、これのみをもって投資信託と単純に比較することは必ずしも適切ではない点について、顧客に誤解を与えないよう留意願いたい。
- 今後、外貨建保険を販売している金融事業者においては、自社の共通 KPI を公表することで、販売商品がどの程度リターンを生じているかの「見える化」を進め、顧客本位の業務運営をさらに推進いただくことを期待。

3. 金融庁電子申請・届出システムへの移行に際する経過措置の終了について

- 2021年6月に発出した「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等における緊急対応の取扱いについて（周知）」に基づき、当庁では、金融機関等における金融庁電子申請・届出システム（以下「新システム」）への移行に伴う経過措置として、2022年3月31日まで、eメール

による申請・届出等を受付可能としてきた。

- 今般、当該経過措置が3月31日をもって終了することから、協会に対して、緊急対応としてのeメールによる申請・届出等の受付終了と新システムの利用に必要なgBizIDの取得等について、改めて周知した。

また、gBizIDの取得には2週間前後の期間を要するとのことから、4月1日以降の新システム利用開始に間に合うよう、2月中に、gBizID未取得の金融機関等を対象として、gBizIDの取得方法等についてのオンライン説明会を実施。

- より多くの協会会員において新システムを利用した申請・届出等が行われるよう、一層の協力をお願いしたい。

4. サステナブルファイナンスの取組みについて

- 昨年6月に公表した「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」の提言に基づき、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮等のテーマ毎に検討を進めている。直近動きのあった2点につき、紹介する。

《ESG債の情報プラットフォーム》

- 1月31日に、日本取引所グループ（JPX）の「サステナブルファイナンス環境整備検討会」の中間報告書が取りまとめ・公表された。これは、ESG債について、投資情報が散逸し実務上課題がある、また、ESG債の適格性を客観的に確保していくための枠組みが必要といった有識者会議の議論を踏まえ、JPXとして取り得る方策を議論し、取りまとめたもの。
- 中間報告書では、大きく、公募ESG債を対象に、発行額、利率等の基礎的情報、発行企業のESG戦略、外部評価取得状況や評価の内容等の情報を集約する「情報プラットフォーム」を、JPXとして年央目途に立ち上げること、同検討会議を引き続き開催し、プラットフォームの継続的な改善や対象の拡充、企業のESG関連データの集約、ESG適格性を確保するための認証のあり方等を継続的に議論することを提言している。

○ また、報告書では、プラットフォームに掲げる ESG 債の情報集約の方法について、市場関係者にタイムリーかつ網羅的に情報提供を行う観点から、

- ・ 例えば、発行に当たって、主幹事証券会社が保持する公開情報を、プラットフォームに情報提供して頂くこと

などを提言しており、わが国の ESG 市場全体の活性化につなげていくため、理解・協力を頂ければ幸い。

○ 今後は、プラットフォームが、内外投資家や金融機関・企業等の市場関係者に幅広く利用され、わが国 ESG 投資の基盤として機能していくよう、関係者に協力いただき、海外投資家の目線も踏まえた情報の収集、機能の充実、有効な利用方法の浸透等を図っていくことが重要。協会においても、こうした観点から、会員への周知と JPX へのフィードバックなど、前広に協力いただきたい。

《ESG 評価・データ提供機関の行動規範等》

○ 企業や債券・株式等の ESG の評価、データ提供を行う機関について、ESG 投資が拡大する中で、企業や投資家からの利用が急速に広がる一方で、評価の客観性・透明性の確保などの課題も指摘されている。

○ このため、こうした ESG 評価・データ提供機関に期待される行動規範のあり方等について議論を行うため、金融庁有識者会議のもとに「ESG 評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置し、2月7日、第一回会合を開催し議論を行った。

○ 同専門分科会においては、今後、

- ・ ESG 評価・データ提供機関に期待される行動規範等を年央にも策定していくよう、議論を進めていくほか、
- ・ ESG 評価・データ提供に関して企業と投資家が果たすべき役割も議論していく

ことを考えている。

- 協会においても、同会議に参加していただいているが、透明性確保等の評価機関のあり方に止まらず、広く投資家や企業とのコミュニケーションや市場全体の知見の向上など、市場の信頼性を高め取引を促す観点からどのような課題が考え得るか、幅広く意見をいただきたい。

《まとめ》

- サステナブルファイナンスについては、このほか、「ネット・ゼロのためのグラスゴー金融連合（GFANZ）」等の民間金融機関イニシアティブで、脱炭素への移行（トランジション）に係るファイナンスのあり方について、議論が進むなど、様々な議論がある。変化の早い分野であり、様々な動向を注視しながら、タイムリーに議論を進めてまいりたいので、引き続き、緊密な連携をお願いしたい。

5. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《継続的な顧客管理について》

- マネロン等対策における継続的顧客管理については、ガイドラインでも対応すべき事項の1つとして、各金融機関に2024年3月末までに態勢整備をお願いしている。
- 2021年3月に金融庁が公表した「マネロンガイドラインに関するよくある質問（FAQ）」において、リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）という考え方を示している。一方、金融機関においては、既存顧客の実態把握とリスク評価の見直しのために、アンケートの送付等を対応いただいているが、回収率が低いにも関わらず、印刷・郵送コストが負担となっているとの声が上がっている。
- その内容について、さまざまな意見が寄せられていることや、金融機関の継続的顧客管理に係る負担軽減に繋げる観点から、SDDに係るFAQの記述の改定を検討している。具体的には、FAQにおいて、低リスク先であり定期的な情報更新をする必要がないと考えられる対象顧客について、その考え方を拡大するといった内容を盛り込むことを考えている。

- 改定案は、1月31日に各業界団体を通じて発出しており、2月28日まで改定案に係るコメントや質問を受け付けるため、意見や質問等があればいただきたい。
- 金融庁マネロン室のアウトリーチ等を通じて、アンケート送付以外の顧客の実態把握の方法等に係る事例紹介も積極的に行ってまいりたい。

《マネロン広報について》

- マネロン等対策に係る国民の皆様への周知・広報は引き続き重要と考えており、3月以降、様々な媒体で継続的顧客管理に係る政府広報の実施を予定しているほか、金融庁独自のインターネット広告の掲載等を企画している。
- 官民が連携してしっかりと対応していく必要があることから、今後も、マネロン等対策への取組みに協力いただきたい。

《実質的支配者リストの開始について》

- 1月31日から、全国84か所の商業登記所において、株式会社からの申出により、その実質的支配者（B0）に関する情報を記載した書面の写しを交付する実質的支配者リスト制度が開始された。
- この制度の開始によって、「我が国の法人の実質的支配者情報の透明性の向上」や、「銀行などの特定事業者による実質的支配者情報の確認の一層の円滑化」が期待されており、積極的な利用を検討いただきたい。
- 実質的支配者の確認については、マネロンガイドラインの中で、信頼に足る証跡を求めることをお願いしている。当制度の利用も含めて、各社において適切に実質的支配者の確認が行える態勢を整備していただきたい。

6. サイバーセキュリティ対策の強化について

《金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（DeltaWallⅥ）》

- 2021年10月に実施した、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall Ⅵ）」の結果について、先般、参加金融機関に還元した。

- 国家の関与が疑われる、組織化され、より洗練されたサイバー攻撃の増大や、複雑化・巧妙化するランサムウェア攻撃が活発化する中、未然予防にとどまらず、インシデント発生時における業務の早期復旧、顧客影響の軽減といった、サイバーレジリエンス（復元力）の強化が一層重要となっている。
- 参加金融機関においては、演習の結果を活用のうえ、必要に応じて、業務復旧の手順や顧客対応体制を見直すなど、インシデント対応能力の更なる向上に取り組んでいただきたい。
- 更に、演習を通じて認められた、業界に共通する課題や参考となる良好事例についても、今後、フィードバックさせていただくので、インシデント対応の向上に活用いただきたい。

7. NBF I 関連の議論の直近の動向について

- 金融安定理事会（FSB）及び証券監督者国際機構（IOSCO）では、引き続きノンバンク金融仲介（NBF I）に関する作業が優先課題として進められている。
- マネー・マーケット・ファンド（MMF）については、2021年10月に最終報告書が公表されており、現在は、各法域が自らの状況に応じた対応を検討するフェーズにある。金融庁としても、既に協会及び各会員と意見交換を始めているところであり、今後も、関係者と緊密に連携して検討を進めたい。引き続き協力をお願いする。
- また、MMF以外のノンバンク金融仲介に関する幅広いトピックについても作業を進めている。コロナ発生下のファンドの流動性リスク管理を分析するプロジェクト、社債市場の流動性及び市場参加者の行動とその背景を分析するプロジェクトについては、本年中に報告書を取りまとめる予定。
- このほか、コロナ発生下の証拠金の慣行に関する分析プロジェクトについては、分析結果に対する市中協議が1月26日に締め切られた。今後は寄せられたコメントをもとに最終報告書の作成をして

いく。

8. ROC の活動について

- 財・サービスや金融取引の国際化・デジタル化が進む中、取引の相手を確実にかつ簡便に識別できることの重要性が高まっている。こうした中、G20 の合意に基づき、デリバティブ取引等を行う主体を識別する国際的な番号である LEI（取引主体識別子）の導入が各国において進められてきた。また、最近では、LEI の普及は、円滑な国際送金やマネーロンダリング対策等の観点からも有効との議論も海外では聞かれている。
- 2013年に発足した ROC（Regulatory Oversight Committee）は、LEI の国際的なガバナンスを担っているが、この度、ROC の傘下で、LEI の技術的な議論を行う評価基準委員会（Committee on Evaluation and Standards）の議長に、1月から金融庁の山下国際政策管理官が就任することになった。このような LEI の重要性を鑑みて、金融庁としては、国際的な議論も踏まえ、関係者と連携しつつ LEI の適切かつ有効な利用について取り組んでまいりたい。

9. IOSCO 市中協議文書「COVID-19 発生下における取引所及び市場仲介業者のオペレーショナル・レジリエンス」について

- IOSCO は1月に市中協議文書「COVID-19 発生下における取引所及び市場仲介業者のオペレーショナル・レジリエンス」を公表した。
- 本市中協議文書では、オペレーショナル・レジリエンスは、自然災害等による「混乱期においても、取引所及び市場仲介業者が重要な業務を継続できる能力」と定義したうえで、コロナ下において取引所と市場仲介業者が経験した業務上の困難やリスクに関する情報をまとめている。

- 本文書は、取引所と市場仲介業者の業務は概ね強靱だったと結論付けた上で、更に強靱性を高めるために有益と思われる教訓を記載している。これには、例えばオペレーショナル・レジリエンスはテクノロジーのみならず業務プロセスや人材にも依拠することや、業務継続計画の見直し、および混乱時の適時適切な判断を可能とするガバナンス態勢の重要性などが含まれる。
- 更なる情報提供や意見を呼び掛けるため、市中協議を3月14日まで実施しており、各社におかれても、共有できる経験があれば、IOSCOまで提出いただければ幸い。

(以上)